

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	48	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・ 特例措置の内容 昭和 57 年度から令和8年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産（事務所および宿舎の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準を 2/3 とする措置を、3年間延長する。		
関係条文	〔 地方税法附則第 15 条 第 4 項 地方税法施行令附則第 11 条 第 6 項 〕		
減収見込額	〔初年度〕 — (―) 〔平年度〕 — (▲1,332) 〔改正増減収額〕 — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現を図る。 （２）施策の必要性 沖縄における電気事業については、 １）地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。 ２）本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。 ３）多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡） 等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の上昇抑制に努めているものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。 加えて、今後、2050 年カーボンニュートラルの実現に多額な設備投資が必要となることが見込まれる観点からも、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のために、本措置の継続が必要不可欠である。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

政策の達成目標

電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間の延長）

同上の期間中の達成目標

電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。

政策目標の達成状況

本措置により、令和3年度から令和7年度までの5年間平均で、1kWh 当たり約0.43 円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。

<電気料金に与える影響> (単位：百万円、円/kWh)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
適用額	1,111	1,146	1,136	1,154	1,198
影響単価	0.15	0.15	0.16	0.15	0.16

※沖縄電力(株)による実績報告

<電気料金(単価)の推移> (単位:円/kWh)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16
9社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49
単価差	4.19	1.08	2.50	3.35	2.67

※料金単価の算出方法:電灯・電力料収入÷各社の販売電力量

※出典:各社有価証券報告書から作成

※令和4年度については、ウクライナ情勢による燃料費高騰の影響により、一時的に格差が縮小

有効性

要望の措置の適用見込み

適用事業者：1社（沖縄電力(株)）

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）

本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、年額約768 円の負担軽減の効果がある。

<電気料金に与える影響> (単位：百万円、円/kWh)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
適用額	1,196	1,201	1,360	1,435	1,436
影響単価	0.16	0.16	0.18	0.19	0.19

※沖縄電力(株)の計画に基づく

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置（石油石炭税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—						
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—						
	要望の措置の 妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 また、本措置による軽減分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。						
こ れ ま で の 税 負 担 軽 減 措 置 等 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績		(単位：百万円)					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	軽減額		1,111	1,146	1,136	1,154	1,198	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用総額（千円）：令和4年度 88,386,078 令和5年度 81,140,422 令和6年度 86,269,296					
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		本措置による固定資産税の軽減分については、電気料金の料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では年額約 768 円の負担軽減の効果がある。					
前回要望時の 達成目標		沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		目標に関しては概ね達成している。						

これまでの要望経緯	昭和 57 年度 創設 昭和 60 年度 2 年間の延長 昭和 62 年度 5 年間の延長 平成 4 年度 “ 平成 9 年度 “ 平成 14 年度 “ 平成 19 年度 “ 平成 24 年度 3 年間の延長 平成 27 年度 5 年間の延長 令和 2 年度 2 年間の延長 令和 4 年度 2 年間の延長 令和 6 年度 3 年間の延長
------------------	---